別表第二

一～六　（略）

七　その他（十九職種三十五作業）

職種	作業
（略）	
ＲＰＦ製造	ＲＰＦ製造作業
鉄道施設保守整備	軌道保守整備作業
ゴム製品製造	成形加工作業
	押出し加工作業
	混練り圧延加工作業
	複合積層加工作業

八　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（十七職種三十作業）

職種	作業
（略）	
ＲＰＦ製造	ＲＰＦ製造作業
（新設）	
（新設）	

八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和三年三月十六日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第十一条第一項の規定に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第三十八条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省